近世初期の「武家更生法」

吉村豊雄

はじめに

小稿の目的は、簡単にいえば、近世幕藩体制下の武家が「自己破産」しないのは何故か、江戸版「会社更生法」とでもいうべき近世武家の更生・財政保障システムの実態の一端を紹介することにある。すなわち、近世武家、とくにその主要形態である大名家臣（給人）は近世を通じて窮乏・破綻化をくり返すが、債務を抱えて知行を質入・売買したり、武士身分そのものを喪失するような「自己破産」の例はない。いずれは救済され、更生している。そこには、近世大名家（藩）の再生産過程において家臣の個別破綻を防ぎ、その領主的再生産を保障している手立てが構造化されているものと想定される。小稿では、元和・寛永前期の小倉細川藩を素材に、近世大名家における家臣の更生方式を検証し、大名家という武家集団の生活・身分保証システムの実態の一端を明らかにしたい。

一、給人運上米の取立てと知行物成管理

細川氏の豊前段階（慶長五－寛永九年）、とくに慶長末年以降、元和・寛永前期の給人財政＝地方知行制を特質づけるのは、「給人運上米」の存在である。藩は、運上米の完済を徹底し、これを直接知行地から取り立てる源泉徴収方式をと

ることで給人に対する財政管理体制をつくりあげている。以下、藩による運上米取立てと、これにもとづく給人への「財政管理」の実態について検討したい。

給人からの運上米取立てによる藩の「財政管理」の実態を示す史料の初見は慶長末年である。現在、藩主忠興代(慶長五―元和六年)の文書類はほとんど失われているが、慶長末年には特徴的に惣奉行からの上申案件に忠興が裁可した文書形態が見い出される。次の史料はその中の一点であり、慶長末年には給人運上米の取立てによる藩の「財政管理」が行れている事実を確認しうる。

一御役儀并ニ懸り物無之衆之知行、口あけ可申候哉事、
一懸り銀まて懸り候て、御借米も無之衆、懸り銀の員数半分も相立、相残分慥なる町人ニ請ニ立候ハヽ、其給人の知行口明可申候哉事、
一御借銀、かねにて立申ものハ知行おさへ申間敷候、但、かねのうけ人のたてさせ可申候哉之事、(1)

この史料は藩主忠興の裁可を仰ぐべく作成された慶長十九(一六一四)年七月二十四日付覚書の事書部分である。原文書には二ヵ条に忠興の指示が書き込まれ、末尾には墨で抹消された一条を除く五ヵ条について諒承したことを示す忠興の朱印(ローマ字印)が捺されている。注目したいのは、覚書第一条・第三条に細川氏の知行管理方式を示す「知行おさへ」・「知行口あけ」という文言がみられることである。知行の「口」を明けるとは、簡単にいえば、藩が給人に対し知行地からの物成搬出を許可することであり、その間、知行地=知行物成は文字通り藩により「押え」られることになる。すなわち藩は、ほぼ毎年七月中旬以降、給人一律に知行地の物成を差し押え、給人運上米(役儀・懸り物、借米・借銀)を取り立てたうえで知行の「口あけ」を認めている。運上米のうち「役儀」とは給人自身が動員される軍役(とくに普請役)であり、「懸り物」(懸り米・懸り銀)とは、自身は出向かず、知行高に応じて拠出する役米・役銀のことであるが、第一条にみるごとく、これら軍役に関係する給人には「口あけ」を認めていない。「口あけ」を認めないとは、藩が、給

人の軍役遂行に必要な物成額を確保するまで給人による知行地からの物成搬出を許可しないということであり、この時期の給人が軍役を第一義とする財政運用を余儀なくされている実状を如実に示している。軍役の直接対象となっていない給人には借米・借銀などを取り立てたうえでの「口あけ」を認めている。ただ、忠興は「借米」の取立てについて、同時期の慶長十九年七月十九日付「被仰出覚」[2]では、たとえば借米元利一〇〇石の給人ならば「物成百五十石ほどおさへ置」くように命じており、この年に相当徹底して借米を取り立てたようである。

いずれにしても給人運上米は最終的に完済を義務づけられており、その最も効果的な取立て策として知行地＝知行物成からの源泉徴収が行れている。こうした給人運上米の源泉徴収は藩領規模で、家臣団全体に適用された知行システムであり、慶長末年になって開始されたとは思えない。慶長期の過重な軍役動員の連続状況からみて何らかの先行的形態が実施されていたはずである。明示的な史料を欠くが、それは豊前入国後の地方知行制の枠組みを確定した慶長六年の家中知行割あたりまでさかのぼるのが妥当と思える。その意味で給人運上米の源泉徴収方式は細川氏の豊前段階（＝「初期地方知行制」）の基本特質として位置づけうる。

そこで改めて注目したいのは、冒頭の覚書において、藩主忠興が、給人からの債務取立てを徹底しつつ、軍役負担の給人には知行の差押えを続けさせていることである。当時の給人の債務実態からみて、債務返済と、軍役負担とは容易に両立しがたい。普請役が連続し、かつ軍事動員の可能性もあった慶長末年の過重な軍役の現実からみて、藩は、軍役の対象となっている給人にはまず軍役負担能力（役儀・懸り物）の確保を優先し、軍役負担に直接関係しない給人を中心に債務を取り立てたものと推測される。いずれにしても慶長末年段階において、藩が幕府軍役に備えて知行地＝知行物成を強力な管理下に置いていたことは注目される事実である。いうまでもなくこの覚書が作成された慶長一九年夏には徳川政権と豊臣家との軍事対決が避けがたい状況となり、また同年春には江戸城普請役にも動員されている。藩主忠興は、来るべき軍事動員に備えるためにも債務を取り立てて給人財政の健全化を図りつつ、軍役を負担する給人には知行物成を彼らの自

由裁量に任せず、これを藩の強力な管理下に置くことで給人の軍役負担能力を維持・確保しようとしたものと思える。
その際に忠興は自ら給人知行地の「押え」「口あけ」を決定しているように、家臣団の再生産に強い影響力を行使しており、慶長末年の政治状況のもとで藩政における意志決定を集中し、藩主の専制的立場を確立するにいたる。[3] 続く忠利も、元和七（一六二一）年六月の代替わりに際して隠居した忠興から藩主権限を全面継承し、[4] 次の史料にみるごとく襲封直後から給人運上米の源泉徴収方針を打ち出している。

（史料一）

一懸り米・御借米無之知行ハ口を明可申候、又懸り米・御借米有之知行ハ当年被成御取立程引退、残知行ハ給人次第ニ米可出ス之事[5]　（細川忠利朱印）印

（史料二）

一御給人手前々々之物成之内、運上米ニ引合、余米之分知行之口明可被遣之旨被仰出候、奉得其意候、然処中津ゟ御帳急ニ不参候ニ付、さわけ不被成候条、先高百石ニ付壱石宛も知行之口明可被遣哉之事、

元和七年八月三日　御郡奉行中

坂崎清左衛門殿
加々山主馬助殿
道家左近右衛門殿
長谷部文左衛門殿
富田十太夫殿

「其まゝおき可申候」[6]（御朱印）

（史料一）は、惣奉行が襲封直後の藩主忠利の命令を記録した「御印帳」元和七年八月朔日条、（史料二）は、（史料一）

の命令をうけた郡奉行中が惣奉行に宛てた伺い書であり、カッコ内は忠利の返答である。二点の史料によって藩による知行地の差押えから給人に対する口明け許可にいたる手順をある程度うかがうことができる。すなわち藩は、郡奉行を通じて知行地＝知行物成を一律に管理下に置き、給人に運上米（借米・懸り米）がなければそのまま知行物成の搬出を認め[7]、運上米があれば知行物成から取立て分を「引退」け、勘定終了後に「余米」の搬出を認めている。こうした忠利の方針をうけて惣奉行は、代替わりに際して忠興の隠居所（中津）に移管された関係文書を取り寄せ、元和七年分の運上米を算定することになるが、中津からの書類取寄せに時日を要するため郡奉行による「高百石ニ付壱石宛」程度の「口明」伺いとなっている。しかし新藩主忠利は郡奉行中の提案を一蹴し、あくまで知行物成の差押えを続けるように命じ、知行政策の原則的方針の厳格な執行を命じている。

こうした忠利の方針はその後も惣奉行を通じて徹底されている。たとえば翌元和八年に惣奉行は藩主袖判により借り替えている忠興代の家中上方借銀一〇〇〇貫の皆済をめざし、これを取り立てるまでは「知行之口、明申間敷」[8]との方針をとる。結局、蔵元商人小倉屋仁兵衛との交渉によって三〇〇貫の返済を条件に残銀の返済延期にこぎつけ、「口明」の時期も早まるが[9]、以上の家中上方借銀の取立てをめぐる経緯は、藩主忠利および側廻り家臣を配した奉行中枢（惣奉行・財務担当奉行）が、自らの判断で給人運上米の取立額（知行地管理期間）を操作しえたことをうかがわせるものである。

ところで、藩が、現実に在地において知行の「口」を管理しえたのは、郡と村の間に中間的な広域行政区画として「手永」を設定し、藩領の知行物成を最終的に手永の惣庄屋のもとで集約するという、いわば知行物成の村・手永二重請的形態をとっていたことによる[10]。すなわち、村から手永へと二段階で集計された物成は、最終的に手永を統轄する惣庄屋のもとに集約され、借米の貸付け、給人運上米の取立て、上知適用の際の扶持方支給といった給人に対する一連の勘定処理がほぼ現地において完結するシステムをとっている[11]。知行の「口」を明けるとは、藩による給人の勘定作業が完了することであり、そのうえで給人は惣庄屋からの「津出」許可の判形を得て知行米を搬出することになる。

二、給人運上米完済方式の機能

給人運上米は最終的に完済を義務づけられている。給人の財政構造に運上米を組み込み、その完済を強制することの意味を検討しよう。運上米完済の主たる方策は「上知」と「扶持方がし」であり、「在宅」（知行地居住）がこれに準じる。また経過的措置として「借米」の貸付けもなされ、新規の借米による借米の取立てという負債の累積が上知・扶持方がしの適用に展開している。まず「借米」は給人に対する財政補塡策の基本であるが、次に示す（史料三）（史料四）にみるように運上米（とくに借米）に不足があれば優先的に充当されている。

（史料三）

一神足半七来年之御借米五十石ノ内、拾九石五斗小倉ニ而現米渡、残分ハ去御借米不納分ニ引取由、但、知行未進無之候へハ六石余引過有之由甚丞（[illegible]）申候、但、小倉ニて仰渡候事、[12]

（史料四）

一御借米取立并被借遣候様子之事、御取立者知行ニ米有次第取立、其上ニ運上不納候ハヽ、来年之御借米にて差次取立候而、其上ニても運上不納仕ハ大豆・小豆其外さこく取可申事、[13]

（史料三）によると、神足半七（知行一五〇石）は総額五〇石の借米のうち前もって三〇石五斗を旧借米の不納分として差し引かれ、わずかに一九石五斗を小倉にて受け取っているに過ぎない。借米からの取立て額は知行物成からの取立て分を勘案して決定されているが、物成未進を見込んで大目に差し引かれている。まさに借米は借米取立ての手段としても機能している。（史料四）も借米による借米取立ての事例であるが、給人の運上米完済のためには、藩が知行物成のほかに知行地に残有する米・雑穀から新規の借米にいたるまでを差し押えうる立場にあったことを示している。

こうした借米による借米取立ては当然給人の債務を累積させ、それが給人財政を破綻させると在宅・上知・扶持方がし

といった強力な更生手段が適用される。こうした給人更生策が問題となるのは寛永元年春の大坂城普請役終了後であり、普請役に上坂した給人を中心に逼迫状態が進み、[14]秋の日照で給人全体に深刻化する。在府中の藩主忠利は借米による給人の生活救済と軍役準備を指示しつつ、在宅を許し、家内整理による給人の自力更生を促す。[15]「在宅」とは給人が城下を離れて知行地に居住することである。当然在宅期間中の軍役・奉公は大幅に免除されており、給人は上知なみの勝手整理を行うことで自力更生をめざすことになる。藩は、給人に自力更生の努力を促しつつ、給人の軍役負担能力を一定規模確保していくために、以後の給人更生方式を、軍役負担の有無によって大きく上知と扶持方がしとに二分化させていく。

「上知」とは、勝手不如意におちいった給人が、知行を藩主に差し出し、知行物成の一部を扶持方として受給し最低的生活を送りながら債務を完済する更生方式である。上知期間の給人は軍役・奉公を免除され、扶持方で生活できるように家内整理を徹底し、債務を完済して知行を返却してもらうことになる。つまり上知は給人から一定期間知行を取り上げ、軍役・奉公を免除して早期の更生化を図る方策であり、給人の軍役負担を前提とする扶持方がしとは明確な差異を示している。確かに「扶持方がし」も、藩が運上米（とくに軍役履行用の借米）取立てのために知行物成を差し押え、給人の生活用にその一部を扶持方として貸し付ける点で形態的に上知と似ているが、給人が知行を留保し、借米の貸付けを受け、軍役を履行したうえで扶持方がしの適用を受ける点で明らかな違いを認めうる。[16]

たとえば寛永四年八月、忠利は、翌年の江戸城普請役の準備と凶作によって給人の逼迫が深刻化するなかで三〇石（知行高一〇〇石当り）の借米を認める。[17]そしてそれでも「来年役儀不成」る給人には上知をすすめ、普請役負担の給人には三〇石の借米とその取立てのために「扶持方がし」を適用している。[18]借米額はその後の凶作の被害によって実に五〇石に達する。[19]五〇石もの借米は普請役終了後の給人の財政状態を確実に破綻させるが、忠利は、これだけ物成収納が落ち込んでいては「役儀成間敷事ニ候」[20]と判断し、貸付けに応じている。借米は給人の普請役遂行の絶対的条件であり、藩が、軍役に要する給人を確保し、軍役終了後にこれらの給人から借米を取立てるためには、給人側の知行留保を前提としつつ、

上知的効果も期待できる扶持方がしを適用する以外に具体的な方策はなかったといえる。藩は、借米・扶持方がしによって直面する軍役に必要な給人を確保し、次の軍役には上知によって更生した給人を充てるといったやり方で連続する幕府軍役に対処している。

以上の検討で明らかなように、普請役を中心に幕府軍役の過重な「初期地方知行制」段階において、給人の領主的再生産は自己の知行物成では完結せず、恒常的に借米などの借財により補填される状態にある。そこで藩は、給人の収入源泉を直接管理し、債務を中心に給人運上米を計画的・強制的に取り立て、さらに破綻化の危機に瀕した給人には在宅・上知・扶持方がしといった更生策を適用して給人を大名家臣として復帰させている。「初期地方知行制」段階において、給人に対する藩の「財政管理」は、窮乏・破綻化をくり返す給人の財政をたて直し、軍役・奉公能力を確保していくための知行システムとして確定されている。給人は軍役負担を前提にした財政運用を強いられ、債務による窮乏・破綻化をくり返しながら、最終的には「武家更生法」とでもいうべき上知・扶持方がしの適用によって更生されるという再生産サイクルにあった。給人はいかに窮乏しようとも大名家臣としての身分を保証されているのであり、こうした再生産サイクルによる身分安定の実態が給人に藩の「財政管理」を合意させ、知行システムとして定着させているといえる。

おわりに

「源泉徴収」による近世武家の「財政管理」・「財政保障」、こうした視角は従来の家臣団・知行制研究では想定だにされなかった。従来の研究では、近世初頭から常態化している武家の窮乏を解消する方途を、武家の財政基盤＝地方知行制に解消してきたが、小稿によって、近世武家社会には、武家の個別破綻を救済し更生するシステムが構造化され、近世武家が安定した社会集団として存立していたことの一端が明らかになったものと思う。近く小稿の内容を充実し、発表するつもりである。

註

(1) 山田文庫蔵、慶長十九年七月二十四日付「覚」。

(2) 森下功氏所蔵文書。

(3)(4) 拙稿「初期大名家における隠居体制と藩主権力」（『熊本大学文学部論叢』六一号、一九九八年）

(5) 『御印帳』元和七年八月朔日条（『熊本大学史料叢書』藩主裁可文書一、一一頁）。

(6) 『綿考輯録』（出水叢書）四、五七・八頁。

(7) 先の慶長十九年七月二日付覚書の運上米構成と比較すると、運上米に「役儀」が入っていない。これは、慶長一九年の規定が徳川政権と豊臣家との軍事対決という政治状況のもとでの時限的なものでもあったことを推測させる。また忠利代になると給人の軍役負担との関係で借米が機能強化されている側面も見のがせない。

(8) 元和八年八月十八日付惣奉行中宛細川忠利書状（『熊本県史料』近世編二、一八四頁）。この時期の忠利は、自分の袖判借状に書き替えた父忠興代の家中借銀と、世子として中津に在城したころの自分借銀の返済を強くせまられており、かなり強硬な返済計画をたてたようである。

(9) (8)史料と同じ。しかし、その後の返済渋滞によって寛永元年には蔵元の一人塩屋藤兵衛が小倉に下国するというトラブルに発展する。

(10) 詳細は別稿を予定。小倉細川藩領において手永制が確定するのはほぼ慶長末年であり（松本寿三郎「近世初期細川藩における農村支配」『熊本史学』三八号、一九六五年）、給人に対する藩の財政管理体制が構築される時期と相即する。

(11) ここではその一端として給人に対する借米の貸付が在地において行れている事実を指摘しておく。たとえば寛永四（一六二七）年一一月には、翌年に大坂城普請役をひかえて三〇石（知行高一〇〇石当り）の借米方針を立て、まず二〇石を貸し付けているが、この借米を惣庄屋・庄屋に預け、管理させている。（『従江戸被下御書御請之扣』寛永四年十一月二十三日付飯田才兵衛宛惣奉行披露状）。また伊藤金左衛門（知行一〇〇〇石）の寛永二年借米借用状によると、伊藤は同年に給人一般に認められた二五石（都合二五〇石）の借米を知行所である国東郡富来村の浦手において貸し付けられている（『日帳』寛永二年十二月十八日条）。注目したいのは、富来浦に限らず領内の浦手が蔵入地に指定され（『大日本近世史料』小倉藩人畜改帳一～五）、かつ給人による諸物資の「津出」には惣庄屋の判形を要していることである（『相談帳』寛永元年八月十三日条）。このことから藩領の物成は各手永内の浦手など特定の在所に集積され、ここで郡奉行－代官・惣庄屋による蔵入地・給人別の物成の集計、運上米の差引き勘定などが行れ、借米も主に集積された米をもって貸し付けられたものと考えられる。運上米に不足があれば借米から差し引かれており、給人にかかわる勘定処理は現地においてほぼ完結するシステムをとっている。

(12) 『万日帳』寛永元年九月五日条。

(13) 『相談帳』寛永六年三月二日条。

(14) 『万覚書』元和十年三月九日条。

(15) 『万覚書』元和十年三月十七日条。在宅の目的は奉公人を召し放すなど徹底した勝手整理を行せるとともに、「千石ゟ上之者も番ニ替り候て田畠知行物成等可申付」（『御奉行所覚帳抄出』上、寛永二年二月二十六日条）と上級給人の知行所出向を促しているように、この時期の凶作による知行所経営のてこ入れの意味もある。

(16) 「扶持方がし」（「扶持方借」・「扶持方之御借米」とも記す）の執行形態については不明な点も多いが、たとえば、惣奉行が江戸の忠利側近に宛てた寛永四年八月二十日付の請書（『従江戸被下御書御請之扣』）には、「三ヶ月之御ふち方かし、月々ニ百石ニ弐石宛相渡申候、其外御かし米とりたて申ほとニ少余分ニ置、知行を押、所務此方へ仕候、右之外ニ余米在之衆ハ知行口明申候」とある。藩が知行を差し押え、所務を執行し、知行物成から一定額の扶持方を支給する（貸し付ける）点で「上知」と似ているが、三ヵ月と期間が切られ、運上取立額以上に余米があれば知行の口明けもあり得た。むろんこの場合四ヵ月目から扶持方もなくなり、事実上「上知」に進展する可能性も高いといえる。

(17) 寛永四年九月晦日付惣奉行宛細川忠利書状（『熊本縣史料』近世篇二、一六三頁）。

(18) 寛永四年八月四日付惣奉行宛細川忠利書状（『同上書』二〇六頁）。

(19) 『御印并御書出之写』寛永四年十二月十八日条。

(20) 細川氏の地方知行制の詳細については拙稿「近世初期の地方知行制と知行割替」（『日本史研究』四二九号、一九九八年）を参照されたい。